

第 1 2 7 回東海市長会通常総会
決 議

平成 3 0 年 1 0 月 1 9 日

東 海 市 長 会

地方財政の充実強化に関する決議

都市自治体は、急速に進行する少子高齢社会への対応や多発する自然災害に備えるための防災・減災対策など様々な課題への対応に必要な財政需要が増加する一途にあり、恒常的な財源不足に陥っている。

都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを持続的に提供し、人口減少社会を踏まえた地方創生への取組みなど新たな行政課題に的確に対応するためには、安定的な税財源の確保が不可欠である。

また、地方歳出の大半は法令等により義務付けされている経費や国の補助事業に基づく経費であり、国は、地方が標準的な行政サービスを行うために必要となる財源を国の責務として確実に保障すべきである。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方行財政をはじめ地方に影響を及ぼす重要な課題については、「国と地方の協議の場」の適切な運営のもとに、十分な議論を経て決定すること。
2. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分比率が5対5となるよう見直し、地方の財政自主権を拡充すること。
3. 年々急増、多様化する地方の財政需要に迅速かつ的確に対応するため、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、安定的で都市自治体間で均衡がとれた地方税体系を構築すること。
また、各種税制の廃止・減税を検討する際には、地方財政の運営に影響を与えないよう代替財源を確保すること。なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。
4. 都市自治体は、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断に基づいて基金を積み立てているところであり、地方の基金残高が増加していることをもって短絡的に地方歳出を削減しないこと。
5. 我が国全体の持続的な発展のためには、東京一極集中の是正を旨とし、各地域に自立した圏域を形成していくための政策を推進しつつ、国・地方の役割分担の見直しも含め、地方行財政制度の抜本的な改革を検討すること。

6. 社会保障、社会インフラの老朽化・防災対策等を含めた社会資本整備をはじめ、地域経済の基盤強化、地方創生・人口減少対策、雇用対策、地域交通対策、環境対策など、増大する都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保すること。
7. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度を確立し、地方交付税の法定率の引上げ等により地方交付税総額を増額確保するとともに、地方交付税本来の趣旨にのっとり、適切な算定配分を行うこと。
8. 地方交付税のトップランナー方式については、地方の財政力や行政コストの差は、人口規模や高齢化率、経済情勢、地理的条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことから、交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。
9. 「社会保障・税一体改革」の実現に向け、平成31年10月に延期された消費税・地方消費税10%への引上げを確実に行うこと。

また、消費税・地方消費税率の引上げに伴い社会保障を全世代型のものとする事などの「新しい経済政策パッケージ」のうち、地方行財政に係るものの実施に当たっては、地方と十分に協議するとともに、社会保障の充実のための施策の推進に支障が生じることがないように、地方において必要となる安定財源を国の責任において確保すること。
10. 国による幼児教育・保育の無償化に当たっては、事務負担の増加に伴う人件費やシステム改修経費をはじめ、円滑な事務処理に必要となるあらゆる財政措置や、これまでの待機児童解消の取組みに加え、無償化による保育需要の拡大に対応するため、幅広い保育人材の育成・確保及び施設整備費等に対する財政措置など、あらゆる支援措置を講じること。更に、子どもたちの安全を確保し、適切な幼児教育・保育の実践を推進するため、認可外保育施設等に対する指導監督基準の見直し等を含め、幼児教育・保育の質を担保し、向上させる仕組みを構築すること。
11. 消費税軽減税率制度の導入に当たっては、消費税・地方消費税の引上げ分のうち地方交付税原資分も含めると約3割が地方の社会保障財源であり、仮に減収分の全てが確保されない場合には、地方の社会保障財源に影響を与えることから、確実に代替財源を確保すること。
12. 法人住民税を地方自治体間の税源の偏在是正の財源とすることは、地方分権改革の流れに逆行し、かつ、地方の財源不足という根本的な問題の解決にはならないことから、地方法人課税の見直しに当たっては、地方税の受益と負担の基本的な原則等をしっかりと踏まえた議論を行い、全ての自治体の財政運営等に悪影響が生じないように、適切な措置を講じること。
13. 固定資産税については、市町村財政を支える安定した基幹税であり、都市基盤を

はじめとする企業の投資環境を整備し、国内のものづくり産業や雇用創出を支援するなど、都市自治体の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引続きその安定的確保を図ること。

また、国が中小企業への投資を後押しする経済対策として特例措置を講じるのであれば、国の財源による制度設計とすること。更に、平成30年度税制改正における、償却資産に対する固定資産税の特例措置については、3年間の期限を厳守するとともに、普通交付税による一部減収補填ではなく、個別法等により全額減収補填を行うこと。

14. 車体課税の軽減、簡素化をはじめとする自動車諸税の見直し検討に際しては、車体課税の税収が都市自治体において道路・橋梁の老朽化等へ対応する財源となっていることを踏まえ、減収額に見合った具体的かつ安定的な代替財源を制度的に確保し、都市自治体の財政運営に支障が生じないようにすること。

15. ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、当該市町村、特に財源の乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

16. 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設に向けては、地方の森林整備等が円滑に実施できるよう制度の詳細について地方の意見を十分に踏まえ、関連法案を平成31年の通常国会で確実に成立させるとともに、関係する施策の確実な実施のため、専門員を雇用するだけではなく市町村職員増員等の体制強化が必要であり、これに係る財政支援措置を講じること。

また、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮するため、主伐をはじめ、根付・下刈・枝打ち・除伐・間伐などの森林整備やICT化による森林管理を促進するための費用を森林環境税（仮称）の施策の対象とするとともに、間伐材の安定的供給のため、搬出運搬等の経費に対する支援措置や国事業による間伐材の搬出基準制限の見直しなど、搬出促進に向けての取組みができるよう制度設計を構築すること。

17. 地方創生への積極的な取組みを推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充するとともに、地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、地方創生推進交付金の継続を図ること。

18. 国の公立学校施設整備費予算は地方の要望総額に見合ったものになっておらず、また、喫緊の課題として、今夏の記録的猛暑や大阪府北部地震におけるブロック塀の倒壊事故を受け、空調設備の設置やブロック塀の撤去・改修についても早急な対応が求められていることから、地方が必要とする施設整備を確実に実施するため、財源不足に応じた十分な予算を措置すること。

19. 学校施設環境改善交付金については、長寿命化改良事業や大規模改造事業をはじめ

め都市自治体の計画事業量に応じた財政支援措置を確実に講じるとともに、交付金の内示については、年度当初の早期に通知すること。

また、空調設備整備、トイレの洋式化、学校給食調理場、小規模改修工事、プール、運動場等の付帯設備の老朽化対策など施設整備事業を推進するため、学校施設環境改善交付金の対象事業の拡充、補助率の引上げ及び実情に即した補助単価への引上げを行うとともに、リース後に譲渡される設備についても補助対象に含めること。

20. 国保財政が厳しい状況にあるなかで、医療の高度化、高額薬剤の保険適用等による医療費の増加に確実に対応できるよう、国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。

また、医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を行うこと。

21. 子どもの医療費助成に係る国庫負担減額調整措置については、全面的に廃止し、我が国の人口減少社会への対策として、国の責任において、子どもの医療費に関わる全国一律の制度を創設すること。

22. 子ども医療費助成の現物給付化を実施する都市自治体への国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置が未就学児まで除外されたが、福祉医療費全般に拡大すること。

23. 地域医療・不採算医療や保健衛生行政を維持するためには、公立病院の経営安定が重要であるが、病院経営を圧迫している原因のひとつである控除対象外消費税の問題を解消するためには、消費税率改定時の診療報酬への上乗せだけでは十分とはいえず、また一律の上乗せでは、各病院の経営形態の差異に対応できるものではないため、上乗せ分を上回る仕入消費税額の負担には、その全額を控除又は還付できるよう制度を改正すること。

24. 都市自治体が取組む公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合などの再整備が円滑に進められるよう、十分な財政措置を講じること。

25. マイナンバー制度に関わる諸施策において、電子申請の利活用やシステム改修に要する経費、独自利用事務、特定個人情報保護、個人番号カードの交付事務等に要する経費など、都市自治体に負担が生じないよう、国において財政措置を講じること。

26. 平成32年度で終了する緊急防災・減災事業については、多岐にわたる個別の防災機能強化のため、弾力的な運用を図り、対象事業の拡充と適用期間を更に延長すること。

27. 都市自治体において、道路整備、河川改修等のハード事業を整備していくために、社会資本整備総合交付金を活用していくことが重要であることから、同交付金の適切な配分と予算額を増額確保すること。また、市街地再開発事業等に係る社会資本整備総合交付金や、地域における総合的な老朽化対策、事前防災・減災の取組みに係る防

災・安全交付金についても継続、拡充すること。

以上決議する。

平成30年10月19日

東海市長会

防災対策の充実強化に関する決議

南海トラフ地震については、強い揺れと巨大な津波の発生による過去に例を見ないほどの甚大な被害が予想されることから、都市自治体においては、現在、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

また、近年においても、平成 29 年 7 月九州北部豪雨、平成 30 年 7 月豪雨、北海道胆振東部地震をはじめとする様々な災害が発生するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。

こうした異常現象に対応するためにも、防災・減災対策に資する社会資本整備については、住民の生命と財産を守るため、国・地方が最優先課題として緊急に取り組むことが不可欠である。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地震・津波・火山噴火対策の充実強化について

- (1) 国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、南海トラフ地震防災対策推進基本計画などの諸計画について着実に推進すること。
- (2) 南海トラフ地震の地震津波想定に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備するとともに、既存の堤防の耐震化や嵩上げ及び水門等の耐震化や自動化・遠隔操作化を早期に実現できるよう財政措置を講じること。
- (3) 富士山などの噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実・強化を図るとともに、国及び都道府県が主導する広域的な組織体制の構築や実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

2. 台風・集中豪雨等の気象災害対策の推進について

- (1) 台風や集中豪雨による土石流や浸水被害等の軽減を図るため、ダムや溪流保全施設の整備、河道掘削、河川改修など治水対策を早期に進めること。
また、地方管理河川における堆積土砂の撤去等維持管理における交付金制度の創設など支援措置を拡充すること。
- (2) 都市自治体が管理する河川の改修及び管理施設の整備、老朽化対策並びに内水対策等に係る支援制度の拡充など財政措置を充実すること。
- (3) 大規模水害及び局地的な大雨等に伴う氾濫・洪水から住民生活を守るため、中小河川においても水位計、雨量計、ライブカメラなどによる監視体制を強化するとともに、抜本的

な治水安全度の向上に寄与する河川管理施設等の整備及び更新・維持管理を推進すること。

(4) 避難判断の基準等の設定、ハザードマップ作成に関し、総合的な技術的助言を行うこと。

3. 土砂災害対策の推進について

(1) 激甚化する土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や気象観測体制の強化など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じること。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、事業採択要件の緩和など財政措置を充実すること。

(3) 都市自治体が実施する避難所等の防災体制の整備及び補強に係る支援を充実すること。
また、土砂災害警戒区域等における住宅等の改修・移転等に対する支援制度を充実するとともに、移転に伴う開発行為の要件を緩和すること。

(4) 中山間地域における土砂災害対策事業の着実な整備促進を図るため、治山整備事業の推進を図ること。

4. 防災・減災対策の充実・強化について

(1) 平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を国の責任において早期に整備すること。

(2) 緊急防災・減災事業債については、防災・減災対策の取組みが計画的に実施できるよう、対象事業を拡充するとともに、恒久化を図ること。

(3) 被災者の生活環境の向上のため、指定緊急避難場所及び指定避難所の整備、備蓄物資の確保、バリアフリー化等、機能強化に係る財政措置を拡充すること。

(4) 防災行政無線について、デジタル化に係る整備費及び維持管理費等の財政措置を拡充すること。

また、多様な情報伝達手段を確保するための都市自治体の取組みを積極的に支援すること。

5. 発災時の支援対策の充実強化について

(1) 大規模災害発生時における広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、地方との連携強化に努めるとともに、被災自治体の支援を積極的・効率的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度を改正し、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の都市自治体間の支援に係る仕組みを確立するとともに、財政措置を拡充すること。

(2) 災害復旧・復興を着実に進めるため、公共土木施設災害復旧事業等の財政措置を拡充するとともに、事務手続きの簡素化等を図ること。また、早期復旧のため、支援制度を拡充すること。

(3) 罹災証明書の迅速な交付や被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、全国統一的な被災者支援システムを構築するとともに、導入に係る経費等に対して財政支援措置を講じること。

(4) 災害救助法及び被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害に

より被災したすべての地域で支援を受けられるよう基準を緩和すること。

また、被災者生活再建支援法の適用については、「半壊・一部損壊」及び「床上浸水」等の世帯にも対象を拡大するなど財政措置の充実を図ること。

(5) 災害援護資金貸付金制度については、償還免除事由の更なる拡大・償還期限の延長など、制度の見直しを行うこと。

(6) 帰宅困難者対策については、事業者に対する支援措置及び都市自治体に対する財政措置の拡充を図るとともに、一時滞在施設、代替輸送手段の確保について、国として積極的に取り組むこと。

6. 災害対策の中心的施設としての機能を有する庁舎や避難施設等については、建替えや耐震補強を図るための十分な財政措置を講じること。

また、公共施設等適正管理推進事業債については、地域の実情に合わせた柔軟な制度とすること。

7. 原子力災害時広域避難計画の策定や実効性の向上のため、都市自治体では困難な課題の解決に向け、関係機関との調整や財政支援を強化すること。

以上、決議する。

平成30年10月19日

東海市長会

少子化対策の充実強化に関する決議

少子高齢化が進展する中、我が国が将来にわたり活力を維持し、成長し、人々の暮らしの質を高めていくためには、国と地方が連携して、少子化という構造的問題に真正面から取り組み、安心して子どもを生み、育てられる社会を構築しなければならない。

我々都市自治体は、その実現のため、日夜、子どもたちを中心とした支援策を創意工夫し、その実施にまい進している。

国と都市自治体が連携して少子化対策を推進するため、国は、子ども・子育て支援の根幹となる全国共通の基盤を整備するとともに、都市自治体が地域の実情に応じた施策を実施できるよう国の支援強化が不可欠である。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 少子化対策の基盤づくりについて

- (1) 子ども・子育て支援策を着実に展開できるよう、消費税・地方消費税10%への引上げを確実に行うこと。
- (2) 消費税・地方消費税引上げ分の一部を幼児教育・保育の無償化等に活用するとされる「新しい政策パッケージ」については、地方行財政に大きく関わるものであることから、具体化に当たっては地方と十分協議するとともに、地方において必要となる安定的財源を国の責任において確保すること。

2. 地方の少子化対策の抜本強化について

- (1) 子どもの医療費助成に係る国庫負担減額調整措置については全面的に廃止し、我が国の人口減少社会への対策として、国の責任において、子どもの医療費に関わる全国一律の制度を創設すること。
- (2) 待機児童の解消に向けて、保育人材の確保に係る支援や保育士の更なる処遇改善を図るとともに、保育施設等の建替えや施設整備等に必要な財政措置を講じること。

3. 地域の実情に応じた取り組みを可能とする仕組みづくりについて

地方が継続的かつ機動的に施策を展開できるよう、地方の自由度の高い財源を安定確保すること。

以上決議する。

平成30年10月19日

東海市長会